

国官参建第62号
令和7年2月17日

建設業者団体の長 殿

(公共事業労務費調査連絡協議会事務局)
国土交通省大臣官房参事官(建設人材・資材)
(公 印 省 略)

公共事業労務費調査(令和6年10月調査)の実施報告について

標記調査の実施につきましては、「公共事業労務費調査(令和6年10月調査)の実施について」(令和6年6月28日付け国不建キ第13号)をもって、ご協力お願い申し上げたところです。この度、同調査に基づき、公共事業労務費調査連絡協議会として、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価を決定しましたので、別添のとおりお知らせします。

なお、公共工事設計労務単価につきましては、これまでも「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」(令和6年12月13日付け国不建推第64号・国不建振第105号・国官参建第47号)、「下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について」(令和6年12月13日付け国官参建第51号)等をもって、労働者に支払われない会社負担の諸経費分は含まれていないことなど、公共工事設計労務単価の意味を十分に理解し、適正な取扱いが図られるようお願いしているところでありますが、重ねて下記の事項について、貴団体会員企業に対する周知徹底をお願いします。

また、本調査は、調査対象工事の元請企業及び下請企業から提出された調査票について提出資料に基づく審査を行っておりますが、審査の段階で調査対象者のうち約2割に相当する標本が、「就業規則等の提出がない」、「所定労働時間が法定労働時間(週40時間)以内であることの確認ができない」等の雇用管理の不徹底等により棄却されている状況であることから、当課HPに令和6年度の公共事業労務費調査の説明資料を掲載し、調査票記入時に注意するポイントを明記し、周知を図ったところです。

つきましては、本調査の目的である建設労働者の賃金支払い実態の正確な把握とともに、雇用改善の推進を図る観点からも、下請企業を含めた建設労働者の雇用管理の徹底について、貴団体会員企業に対する周知徹底をお願いします。

記

公共工事設計労務単価は、建設労働者の所定労働時間内 8 時間当たりの単価として設定したものであり、所定労働時間外の労働に対する割増賃金や下請企業の現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないこと。

したがって、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、「交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する。」

「週休二日対象工事においては、週休二日を取得するのに要する労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の割増を適切に考慮する。」等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが必要であること。

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

農林水産省及び国土交通省が、令和6年10月に実施した公共事業労務費調査に基づき、令和7年3月からの公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価を決定した。なお、令和7年3月31日までに新たな公共工事設計労務単価の決定を行わない限り、令和7年4月1日以降もこの単価を引き続き適用する。

1. 令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

決定した都道府県別・職種別の公共工事設計労務単価一覧を「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」に示す。なお、単価の決定にあたり、法定福利費相当額、時間外労働の上限規制への対応に必要な費用を反映している。

公共工事設計労務単価は、国土交通省不動産・建設経済局大臣官房参事官（建設人材・資材）付及び各地方整備局技術管理担当課等で閲覧できる。

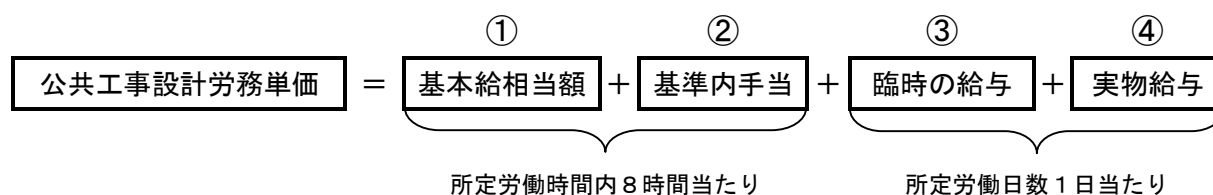
2. 公共工事設計労務単価について

(1) 公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される（図－1）。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
- ③ 臨時の給与（賞与等）
- ④ 実物給与（食事の支給等）

図－1 公共工事設計労務単価の構成



(2) 公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費

- ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- ③ 現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費

（例えば、交通誘導警備員 A、B の単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は、含まれていない。）

(3) 留意事項

公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。

- ・ 本単価に含まれる賃金の範囲は（1）のとおりであり、（2）に示すものは含まれないこと（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている）

なお、労働者の雇用に伴う必要経費を含めた金額を参考に示す。

3. 公共事業労務費調査の概要について

(1) 調査目的

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めることとされている。

これに基づき、農林水産省及び国土交通省では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価を決定するため、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を、昭和45年より毎年定期的に調査している。

(2) 調査方法

① 調査対象工事

農林水産省及び国土交通省所管の直轄・補助事業等のうち、令和6年10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、無作為に抽出。未着工、完了等の無効となった工事を除く有効工事件数は、9,954件。地方別の有効工事件数を表-1に示す。

② 調査の実施方法

調査対象者は、調査対象工事に従事する51職種の建設労働者等（各職種の定義・作業内容を「調査対象職種の定義・作業内容」に示す）。労働基準法により使用者に調製・保存が義務付けられている賃金台帳から、請負業者（元請会社及び協力会社）が転記する等して調査票を作成。会場調査において、調査票記載内容を照合・確認することにより、賃金の支払い実態を把握。

③ 有効標本数

賃金台帳の不備等による不良標本を除いた有効標本数は、全職種で85,661人。地方別の有効標本数を表-1に、主な棄却理由別標本数を表-2に示す。

④ 公共工事設計労務単価の決定

有効標本について、所定労働時間内8時間当りに換算し、都道府県別・職種別に集計。集計結果を基に、公共工事設計労務単価を決定。

なお、建築ブロック工については、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価として設定するに至らなかった。

⑤ その他

令和6年10月調査の対象となった工事の件名及び請負会社名（元請）については、各地方連絡協議会事務局（国土交通省各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の技術管理課等）において、割増対象賃金比については国土交通省ホームページにおいても閲覧できる。

表-1 有効工事件数及び有効標本数

地方連絡協議会名	有効工事件数 (件)	有効標本数 (人)
北海道	721	7,201
東北	1091	10,227
関東	1,677	16,419
北陸	883	7,415
中部	1,250	9,437
近畿	1,208	10,796
中国	917	8,139
四国	854	5,712
九州	1,078	8,211
沖縄	275	2,104
全国計	9,954	85,661

表-2 主な棄却理由別標本数

		標本数 (人)	構成比 (%)
調査対象標本		104,124	100%
主な棄却理由	調査表への記入事項の根拠となる諸資料の提示がない。	6,706	6.4%
	賃金台帳等に賃金の受領を証する押印（又は本人のサイン）がない。	7	0.0%
	就業規則等で定めている所定労働時間が、法定労働時間（週40時間）以内であることの確認ができない。	9,929	9.5%
	その他の棄却理由	1,821	1.7%
有効標本		85,661	82.3%

4. その他

公共事業労務費調査は、労働基準法において調製・保存が義務付けされている賃金台帳等に基づいて調査を実施している。

令和6年10月調査において約2割の標本が棄却されているため、今後も次の書類を審査において提示できるよう整理するとともに調査へのご理解、ご協力をお願いしたい。

- ① 所定労働時間が法定の週40時間以内であることを確認できる書類
 - ・・・就業規則（又は雇用契約書、雇入通知書、労働条件通知書）及び賃金台帳
- ② 従事した作業内容、就労の実態等が確認できる書類
 - ・・・作業日報及び出勤簿等